

松江市告示第 165 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 46 条第 2 項の規定による廃止の届出がされたので、障害者総合支援法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 山陰家庭学院 松江市島根町大芦 5707	センターはばたき 松江市学園 1 丁目 6-38	令和 5 年 3 月 31 日	就労移行 支援	特定なし	3210100792